普通財産管理処分経費の概要について

＜普通財産の管理処分イメージ＞

普通財産（不動産）

未利用の財産（※1）

利用できる財産

管理（巡回・草刈・柵設置など）

売払・貸付（一般競争入札など）

A 普通財産の管理等業務（※3）

- ➢巡回　➢草刈
- ➢樹木伐採　➢不法投棄物撤去
- ➢柵設置　➢看板設置　etc

C 鑑定評価業務

- ➢物件調書作成
- ➢地下埋設物調査
- ➢土壌汚染調査
- ➢入札案内書配布　etc

- ➢鑑定評価

直ちに利用できない財産

管理・維持

A 普通財産の管理等業務（※3）

- ➢巡回　➢草刈
- ➢樹木伐採　➢不法投棄物撤去
- ➢柵設置　etc

- ➢建物解体撤去
- ➢地下埋設物撤去
- ➢土壌汚染対策 etc

D その他業務

- ➢崖地補修工事
- ➢測量・境界確定　etc

利用できる財産へ（※4）

貸付中の財産・旧法定外公共物（※2）

売払・貸付（貸付相手方、使用者と契約）

B 普通財産の売払及び貸付等業務（※3）

- ➢売払業務（申請書徴求、契約書作成など）
- ➢新規貸付業務（申請書徴求、契約書作成など）
- ➢貸付料改定・貸付契約更新業務（買受勧奨・契約書作成など）
- ➢現況調査業務（現地調査など）➢国有財産台帳価格改定業務（資料収集など）　etc

C 鑑定評価業務

- ➢鑑定評価

売払代及び貸付収入

※1　未利用の財産とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。

※2　法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして「里道」「水路」がある。
そのうち機能を喪失したものは、財務省において使用している者などに売払・貸付を行っている。

※3　□は、包括的な民間委託を実施している。

※4　利用が可能な状態となった場合には、利用できる財産として管理・売払・貸付を行う。